契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 消費生活センター | 下記の委託業務について、契約書第６条において、業務終了後、受注者が事業に係る収支精算報告書を府に提出し、委託金額に剰余金が生じた時は府に返還することを定めている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名 | 契約に含まれる事業項目 | 委託金額 |
| 大阪府消費者行政活性化事業業務委託契約 | 府内市町村相談員等レベルアップ事業 | 5,597,856円 |
| 大学生・高校生による消費者教育事業 | 7,398,864円 |
| 教職員への消費者教育事業 | 2,026,252円 |
| 出張講座による消費者教育事業 | 1,025,956円 |
| 府消費生活相談窓口の高度化・専門化事業 | 1,385,683円 |
| 地域における消費者教育の推進事業 | 8,546,949円 |
| 合計 | 25,981,560円 |

一部の事業項目において、契約書に記載されている委託金積算内訳における事業の実施予定回数と、実績に乖離が生じており、下記表のとおり精算を実施している。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　事業項目 | 事業内容 |  | 積算内訳数値 | 実績数値※ | 実施回数の差異及び剰余金 |
| 教職員への消費者教育事業 | 研修会 | 実施回数 | 20回 | 15回 | △５回 |
| 金額 | 2,026,252円 | 2,026,252円 | － |
| 出張講座による消費者教育事業 | 研修会 | 実施回数 | 10回 | ０回 | △10回 |
| 金額 | 1,025,956円 | 370,180円 | 655,776円 |
| 府消費生活相談窓口の高度化・専門化事業 | 研修会 | 実施回数 | 12回 | 11回 | △１回 |
| 金額 | 1,385,683円 | 1,385,683円 | － |
| 地域における消費者教育の推進事業 | 左記の内、地域での研修開催支援 | 実施回数 | 250回 | 186回 | △64回 |
| 金額 | 4,673,592円 | 4,673,592円 | － |

　　※実施回数については業務完了届により、金額については収支精算報告書により転記している。　　※出張講座による消費者教育事業における実績金額は、リーフレット等の作成費用（開催実績は無し）。「出張講座による消費者教育事業」以外の３事業については、当初予定した事業の実績実施回数が積算内訳の予定回数を下回った代替として、積算内訳に記載された以外の業務（以下「追加業務」という。）を実施したことから剰余金は生じなかったとしている。しかし、追加業務は口頭の合意のみにより実施されており、変更契約書や覚書を締結していなかった。また、実績確認については、聴取りを行っているが、収支精算報告書及び業務完了届に追加業務の実績は記載されておらず、精算の根拠となる追加業務の内容及び金額を書面上確認することができない。 | 委託業務の実施回数が変更となる場合のルールをあらかじめ定めることや、当初の契約に含まれない業務を追加委託する場合には、変更契約書を締結の上、追加業務の内容も反映させた収支精算報告書及び業務完了届を徴取し履行確認を行うことなどにより、適切な事務処理を確保されたい。【大阪府消費者行政活性化事業業務委託契約書】（委託金額の支払い）第６条　委託金額については、受注者からの各期毎の請求に基づき、次のとおり概算払いするものとする。　　　　　　　（中略）５　受注者は、業務終了後30日以内に、第１項に規定する事業費にかかる収支精算報告書を発注者に提出しなければならない。６　受注者は、前項の精算の結果、委託金額に剰余金が生じたときは、発注者に返還しなければならない。 | 契約方法を、委託業務の実施回数に応じ契約単価を支払う単価契約方式に改めた。また、当初の契約に含まれない業務を追加委託する場合には、変更契約書を締結の上、追加業務の内容も反映させた業務完了届を徴取し履行確認を行うことにより、適切な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月27日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 日本万国博覧会記念公園事務所 | 下記の委託業務について、契約書では、完了届を受理した日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならないとされている。しかし、平成26年５月分の検査の実施は、完了届提出日の約１か月後となっていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 委託業務名 | 契約金額（年間分） | 完了日（５月分） | 完了届提出日（５月分） | 検査日（５月分） |
| 循環市民の森づくり業務 | 9,172,440円 | ５月31日 | ６月９日 | ７月４日 |
| 野生生物生息調査業務 | 2,919,240円 | ５月31日 | ６月３日 | ７月７日 |
| 花壇管理業務 | 11,266,560円 | ５月31日 | ６月９日 | ７月９日 |
| 花園創出管理業務 | 10,809,720円 | ５月31日 | ６月９日 | ７月９日 |

 | 検査事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】（政府契約の必要的内容事項） 第４条　政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第10条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。 (1)　契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期　　　　　　　（以下略）（給付の完了の確認又は検査の時期）第５条　前条第１号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。【各委託業務契約書（共通）】（検査及び引渡し)第12条　受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅延なく完了届を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。２　発注者は、完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。 | 検査事務のルール等について本件担当課内職員に徹底し、所内課長会議で「H27年度下半期監査結果資料」を示し、全職員に周知を行った。また、府民文化部が実施する会計事務研修に参加した。今後も、会計事務について周知を行い、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月13日、事務局：平成27年10月28日から同月30日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 日本万国博覧会記念公園事務所 | 下記の業務委託契約について、契約書では、受注者が再委託を行う場合、書面をもって発注者に通知し、承認を得なければならないとされているにもかかわらず、書面による通知がなされず、承認もなされていなかった。なお、平成27年度の契約においても、同様の状況であった。「EXPO‘70パビリオン使用料徴収事務及び管理運営業務 」(1) 契約期間　平成26年４月１日～平成27年３月31日(2) 契約金額　14,052,960 円(3) 再委託業務　設営、運送及び広告等 | 今後は契約書の条項に基づき、適正な事務処理を行われたい。【EXPO‘70パビリオン使用料徴収事務及び管理運営業務契約書】（再委託等の禁止及び誓約書の提出）第４条　受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。 | 今後は、職員が契約書の条項に基づき適正な事務処理を行い、受注者に対しても適正な指導が行えるよう、所内課長会議で「H27年度下半期監査結果資料」を示し、全職員に周知を行った。また、府民文化部が実施する会計事務研修に参加した。今後も、会計事務について周知を行い、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月13日、事務局：平成27年10月28日から同月30日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 南河内農と緑の総合事務所 | 河南西部現場事務所をＡ土地改良区に管理委託し、光熱水費は同改良区が支払っているが、契約書上は、府が負担することになっていた。 | 現状に即するよう契約書を見直すなど、適正な事務処理を行われたい。**【河南西部現場事務所の管理委託契約書】**　第２条　施設の管理に関する事務の内容は、次のとおりとする。（１）施設の戸締りの確認（２）不法侵入、挙動不審者の取締り（３）施設の出入口の鍵の保管（４）火災の予防（５）緊急時の連絡（６）事務所の清掃、ゴミ・し尿等の管理（中略）　第４条　第２条の管理に要する費用は、光熱水費は大阪府が負担し、その他の費用はＡ土地改良区の負担とする。（以下略） | 現状に即するよう、Ａ土地改良区と協議し、契約書の見直しを行って、平成28年２月19日に再締結した。**【見直し後の管理委託契約書（抜粋）】**　１　管理にかかる費用負担の考え方を現状に合わせて改定第４条　乙は、受託に係る財産の管理に必要な費用を負担する。　２　管理を委託する建物及び物品を明確にするため、財産調書を追加第１条　甲は、財産調書（様式１）に記載された財産の管理（維持・保全・運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。）を乙に委託する。　　　 |

監査（検査）実施年月日（事務局：平成27年11月４日及び同月５日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市整備部八尾土木事務所 | 契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について下請人から誓約書を入手していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名称 | 契約金額 | 契約期間 |
| 主要地方道　大阪中央環状線金岡跨道橋（北行）外　橋梁補修工事 | 50,457,600円 | 平成26年９月29日から平成27年２月27日まで |

　 | 契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府暴力団排除条例】（公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）第11条２　知事は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年３月９日　大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年４月１日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。　本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。記１　対象　　契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）(以下略) | 本件監査結果を事務所内で周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年11月24日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 契約金額が500万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び総務部契約局総務委託物品課通知により、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、以下の契約について元請人及び下請人から誓約書を入手していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名称 | 契約金額 | 契約期間 |
| 都市計画道路　堺松原線　電線共同溝整備に伴う引込管等工事委託（天美北工区その１） | 30,035,880円 | 平成25年12月20日から平成26年７月30日まで |

また、以下の契約について、下請人から誓約書を入手していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名称 | 契約金額 | 契約期間 |
| 都市計画道路　堺松原線　舗装道新設工事（三宅工区） | 180,687,240円 | 平成26年２月24日から平成27年２月27日まで |
| 都市計画道路　堺松原線　照明灯設置工事 | 100,697,040円 | 平成26年８月22日から平成27年３月20日まで |

　 | 契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。【大阪府暴力団排除条例】（公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）第11条２　知事は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年３月９日　大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年４月１日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。　本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。記１　対象　　契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）(以下略) | 　監査結果を事務所職員全員に周知するとともに、今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月12日、事務局：平成 27年11月６日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 西淀川高等学校 | 業務委託契約の履行確認について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。　１　委託業務名　大阪府立西淀川高等学校ホームページ作成業務委託２　契約期間　平成26年８月29日から同年９月30日まで３　契約金額　金69,120円４　完了日　平成26年９月19日５　検査日　　　　　同月19日 | 契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【大阪府財務規則】（検査）第69条　（略）２　前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。【大阪府財務規則の運用】第69条関係　（略）２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 |

 | 契約の履行確認に必要となる検査について、大阪府財務規則等に基づき適正に行うことを周知するとともに、会計局発行の研修資料「支出事務のポイント」を基に職場内研修を行った。（平成28年３月15日実施） |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年12月２日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木西高等学校 | 産業廃棄物処理に関する下記委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の２第４号の規定により、委託契約は書面により行うこととされているにもかかわらず、契約書を省略していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託事業名 | 委託金額 | 契約年月日 | 契約期間 |
| 産業廃棄物収集運搬処理 | 216,000円 | 平成27年３月24日 | 平成27年３月24日から同月31日まで |

 | 今後、法令に基づき適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第６条の２　法第12条第６項の政令で定める基準は、次のとおりとする。(1)～(3)　（略）(4)　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。イ　委託する産業廃棄物の種類及び数量ロ　産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ　産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力ニ　産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の４の５第１項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨ホ　産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第５項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力ヘ　その他環境省令で定める事項(5)・(6)　（略） |

 | 今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物処理に関する委託契約については、全て契約書を作成する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月26日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 枚方高等学校 | 「廃棄物（アスベスト含む。）収集運搬及び処理業務委託」について、Ａ社とＢ社のそれぞれと契約を締結の上、実施していた。その際、Ａ社からＢ社の業務を含む見積書を徴収していたが、見積りに関するＢ社からＡ社への委任状はなかった。≪廃棄物（アスベスト含む）収集運搬及び処理業務委託≫

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ社からの見積書提出日及び金額 | 平成26年９月25日76,032円（Ｂ社からの委任状等は無し） |
| Ａ社との契約日 | 平成26年10月20日 |
| Ｂ社との契約日 | 平成26年10月20日 |
| Ａ社からの金額変更に伴う見積書提出日及び金額 | 平成26年10月22日100,032円（Ｂ社からの委任状等は無し） |

 | 契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（見積書の徴取）第62条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。【支出事務のポイント　―会計局―】　見積書　③見積者　　・正当な代表機関が行った見積りですか。　・委任を受けた者からの見積りの場合、委任状で権限を有することを確認してください。 |

 | Ｂ社の見積りを徴するに当たって必要な委任状を徴収した。また、担当者のみならず事務職員・決裁者を対象として、会計局発行の｢支出事務のポイント｣及び契約局発行の「委託契約締結事務のポイント」をもとに職場内研修を行った。（平成28年３月14日実施）今後は関係規則等を十分認識し、適正な事務処理に努める。　 |

監査実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月20日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 勝山高等学校 | 　授業アンケートシステム運用業務委託（63,180円）について、実際の委託期間と異なる請書を受領していた。　≪授業アンケートシステム運用業務委託≫

|  |  |
| --- | --- |
| 見積書提出日 | 平成26年４月25日 |
| 経費支出伺書起案日及び経費支出伺書に記載の契約期間 | 平成26年７月４日平成26年７月７日から平成27年３月31日まで |
| 請書提出日及び請書に記載の契約期間 | 平成26年６月11日平成26年６月11日から平成27年３月31日まで |

※　受検機関は、経費支出伺書に記載の契約期間が実際の契約期間と説明している。 | 契約事務のルール等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則の運用】第66条関係１　請書は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保する目的で契約の相手方から一方的に徴する書面であり、契約書のように契約の両当事者が記名押印するものではないが、合意内容を証するものとして、契約の証拠化のために徴するものである。 |

 | 　監査の結果を受け、契約の事務については、請書の記載内容の確認を徹底するとともに会計局の研修資料等を用い適正に処理を行うよう事務職員や関係者に周知した。（平成28年４月13日）今後は、このようなことが起こらないよう、法令・規則を遵守し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月25日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 阿倍野高等学校 | １　産業廃棄物処理に関する下記委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の２第４号により、委託契約は書面により行うことされているにもかかわらず契約書を省略していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託事業名 | 委託金額 | 契約年月日 | 契約期間 |
| 産業廃棄物処分 | 86,000円 | 平成26年４月１日 | 平成26年４月１日から平成27年３月31日まで |

２　上記のほか、産業廃棄物処理に関する下記委託契約について、支払いの際に、処分終了の確認用であるマニフェストＤ票が戻る前に検査を行っていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託事業名 | 委託金額 | 契約年月日 | 契約期間 |
| 産業廃棄物処分 | 45,360円 | 平成27年３月24日 | 平成27年３月24日から同月31日まで |

* マニフェストＤ票記載の処分年月日　平成27年３月26日
* 検査年月日　　　　　　　　　　　　平成27年３月24日
 | 今後、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）第６条の２　法第12条第６項の政令で定める基準は、次の通りとする。(1)～(3)　（略）(4)　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。　　　イ　委託する産業廃棄物の種類及び数量ロ　産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的　地の所在地ハ　産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力　　ニ　産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の４の５第１項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨　　ホ　産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第５項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力　　　へ　その他環境省令で定める事項(5)・(6)　（略）【廃棄物の適正処理について】（平成18年11月　事業所指導課・会計指導課）１～６　（略）７　マニフェスト返送票の確認と支払い手続き７－１～７－３　（略）７－４　産業廃棄物の処理を依頼して最終処分までに要する日程は長期間かかります。つまり、処理の依頼の時期が遅くなると、Ｅ票が戻ってくるのが年度を越えてしまい、支払いが困難になります。そこで、Ｂ２票が返ってきた時点で収集運搬業者に、Ｄ票が帰ってきた時点で中間処理業者に支払い手続きを行ってください。なお、支払完了後においても、Ｅ票の確認が必要です。（収集運搬業者と中間処理業者が同一であれば、Ｄ票の確認をもって支払いが可能。もちろんＥ票の早期確認が可能であれば、あえてＤ票のみの確認で支払う必要はありません。） |

 | 産業廃棄物処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり等に添って事務処理を行うよう事務職員に周知した。（平成28年１月８日及び同年４月１日）今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、委託契約において、適切に契約書を作成する。また、委託契約の支払は、マニフェストＤ票が戻り内容を検査した後に行う。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成27年11月16日）